　　年　　月　　日

　　篠栗町長　　三浦　正　　様

　　氏　名

鳥獣の捕獲等許可申請書

次のとおり、鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により申請します。また、箱わな借用希望時には、２の確認事項に同意します。

１　申請内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 住所 |  | | |
| 生年月日 |  | | |
| 捕獲場所住所 |  | | |
| 捕獲対象鳥獣 | アライグマ、アナグマ、タヌキ等 | | |
| 捕獲予定期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 | | |
| 箱わな借用希望有無 | 有　　　　　・　　　　　無 | | |

２　確認事項

・設置場所は私有地のみとし、餌等の費用は自身で負担すること。

　　・箱わなの目的外での利用や、第三者への転貸は禁止とする。

　　・捕獲が確認されたら、鳥獣に手を加えずに産業観光課農林業係まで連絡すること。　　（平日9:00～16:00）（土日祝に捕獲した場合は翌開庁日での対応とする。）

　　・犬又は猫が罠にかかった場合は速やかに逃がすこと。

　　・１日に１回以上は箱わなの見回りを行い、できない日は箱わなを外すこと。

　　・箱わなによる事故や怪我については、一切の責任を負いかねます。

　　・故意的と思われる破損、紛失等があった場合は修理費用を負担していただく可能性

があります。

・貸出期間内に箱わな及び捕獲許可証（報告欄記入）の返却を行うこと。